

正 誤 表

「平成29年度長期優良住宅化リフォームに関する説明会資料」について以下のとおり誤りを訂正します。

該当ページ	項目		訂正事項（括弧で記載しているものは正誤で表せないもの）	
			誤	正
P10	事業概要④ 補助額・補助限度額（その3）		建築士が工事結果を確認し、工事内容確認書を作成する費用	建築士が 現地調査及び工事写真等 で工事結果を確認し、工事内容確認書を作成する費用
P12	（補足）単価積上方式の補助工事単価（主な項目）について		（一部修正。詳しくは「交付申請等マニュアル」を参照のこと。）	
P18	事業タイプと要件・基準適合の確認方法	リフォーム前の状態の●	・・・講習団体に登録されているインスペクター	・・・講習団体に登録されているインスペクター （※）
P47	【参考】長期優良住宅化リフォーム等に対応した所得税等の特例措置 所得税（投資型・現金購入者向け）	三世帯同居の最大控除額	250万円	25万円
		長期優良住宅化リフォーム（耐震・省エネのいずれか+耐久性）の対象限度額	250万円（35万円）	250万円（350万円）
P51	長期優良住宅認定制度の概要	認定実績（新築）	約 805,000 戸 （一戸建て： 約 786,000 戸 、共同住宅等：約 19,000 戸）	約 809,000 戸 （一戸建て： 約 790,000 戸 、共同住宅等：約 19,000 戸）
P61	注意事項		（評価室事務局の連絡先等の部分に URL を追加 http://www.kenken.go.jp/chouki_r/ ）	
P64	評価基準の概要【劣化対策・木造】	a. 外壁の軸組等	外壁の軸組等のうち地面からの高さが 1m 以内の部分が次の(1)～ (5) のいずれか。	外壁の軸組等のうち地面からの高さが 1m 以内の部分が次の(1)～ (6) のいずれか。
P76	評価基準の概要【省エネ】	下段表中 断熱仕様及び表欄外	※ 平成28年 4月1日 国土交通省告示第266号	※ 平成28年 1月29日 国土交通省告示第266号

該当ページ	項目		訂正事項（括弧で記載しているものは正誤で表せないもの）	
			誤	正
P 7 7	評価基準の概要【省エネ】		①構造躯体（木造 重点 断熱工法）	①構造躯体（木造 充填 断熱工法）
P 7 9	評価基準の概要【省エネ】	開口部（は） 1～3 地域 具体例	木製又は樹脂製サッシ+Low-E複層ガラス A10 以上	木製又は樹脂製サッシ+Low-E複層ガラス G12 以上
P 8 4	評価基準の概要 可変性		現状よりも天井高さを低くしないこと。	次のいずれか (1)現状よりも躯体天井高さを低くしないこと。 (2)次のいずれかに該当すること ①躯体天井高さ 2,650mm 以上 ②居室天井高さ 2,400m 以上
P 9 2 P 9 9	アカウント発行		（フロー図の「同意する」と「アカウントの発行の完了」が逆。） （留意事項の③の削除。）	
P 9 5 P 1 0 7	住宅登録		（技術的審査に必要な図書平成 28 年度事業の内容となっている。平成 29 年度事業で必要な図書は交付申請等マニュアルを参照のこと。）	
P 1 0 0 P 1 0 1	応募書類入力・提出	申請基本情報	登録団体	登録住宅リフォーム事業者団体
P 1 1 9 P 1 2 0	補助金交付までの流れ	現地検査	（全ての申請ではなく、必要に応じて実施される。）	
P 1 2 4	交付申請について(2)	様式 1 の 2 交付申請住宅 リスト	（提出を不要としたため、リストから削除。）	
P 1 2 5	交付申請について(3)	様式 8、様式 8 の 2、様式 9 どんな時に必要か	（単価積上方式と補助率方式率との併用の適用はないため、「単価・補助率併用※」と表外「※」の記述を削除。）	